

2010年12月21日

県知事

仁坂吉伸様

2011年度和歌山県予算編成にあたっての申し入れ

日本共産党県議団

団長 雜賀 光夫

藤井健太郎

松坂 英樹

奥村 規子



景気のデフレ基調が続くもとにあって、県民の暮らし、雇用、地域経済をめぐる状況には厳しいものがあります。国があいつぐ経済対策がすすめられていますが、景気回復のきざしは見受けられません。新年度の県予算と事業が、県民生活や地域経済を支える役割を果たせるものであることが望まれています。知事がかかげる「健康長寿日本一」「子育て環境ナンバー1」「日本一の経済振興策」がスローガンに終わることなく、予算と施策をもって県民の期待に応えていくことを切望するものです。

第2期仁坂県政の初年度当初予算の編成にあたり、日本共産党県議団から以下の要望を申し上げます。ぜひともご検討いただき、新年度予算に反映されるよう要請する次第です。

一．県民のくらしと地域産業の発展に向けて

1) 県民のくらしを守るために

- 1、年金、生活保護などの県民生活を支える社会保障給付の水準を引上げるよう国に求めること。
- 2、2010年度引上げ額が全国最低であった最低賃金の引き上げを関係機関に働きかけられたい。
- 3、庶民増税となる消費税の増税計画をやめ、食料品を非課税とするように、また、株式譲渡所得、配当所得の軽減税率の廃止を国に要請されたい。
- 4、県地方税回収機構の滞納処分において小規模住居用資産の公売は行わないこと、低所得の年金生活者などの滞納処分にあたっては生存権を侵害しないよう指導すること。滞納額に対して過大な差し押さえをしないよう、また、市町村に対して安易に回収機構に依頼せず、市町村において納付相談を十分行うよう指導すること。
- 5、消費生活センターの市町村への設置をすすめ、相談員の配置を支援する。相談員の待遇改善を進めること。
- 6、多重債務者救済に向けた行政相談窓口の充実と解決までのフォローをおこなうこと。ヤミ金融、詐欺行為の取り締まりの強化、県の多重債務対策協議会に関係支援団体、住民団体を参加させること。
- 7、国の経済対策による交付金事業については、新年度までを期限とする事業が多く事業化を確実にすすめること。また、今年度の最終補正で計上される交付金事業については、県経済活性化や県民生活の向上につながる事業とされたい。

2) 雇用の安定的な確保と拡大に向けて

- 1、求職者の雇用保険受給期間後の生活支援策の確立を国に求めること。
- 2、国会で審議中の労働者派遣法を、日雇い派遣・製造業での派遣禁止、登録型派遣を専門的業務に限定するなど、抜本改正するよう、国に求めること。
- 3、倒産や失業のため生活困難になった人への生活資金貸付制度の活用を、さらに利用しやすいものに改善すること。
- 4、大企業での人員整理、規模縮小計画について、県への事前通知と労働者の再就職あっせんや下請けへの仕事あっせんなど地域経済に影響を与えないようにする計画の提出を求めるこ。
- 5、就職希望の高校卒業生に対する就職支援相談員の拡充をすすめ、正規雇用した中小企業に県独自の助成金を支給する制度をつくること。また、緊急雇用制度での高卒未就職者のつなぎ雇用を新年度も継続すること。

- 6、「解雇規正法」の制定を国に求めるとともに、県でも一方的な解雇を規制する条例を制定し、違反業者には企業名の公表、県工事や物品納入の発注停止などをおこなう。
- 7、労働局とも力をあわせ、雇用拡大にとりくむこと。労働局と県が共同して定めた数値目標を完全実施すること。
- 8、国の交付金による「緊急雇用創出事業」「ふるさと雇用再生事業」に積極的にとりくむ。基金事業の期限後においても有効求人倍率の改善が見られるまで継続すること。
- 9、県職員の採用にあたっては世代間の断層を生じさせないようにするため無理な人員削減は行わないこと。
- 10、県の非正規職員の待遇改善をすすめること。
- 11、「介護職員待遇改善等臨時特例交付金」「障害者自立支援対策臨時特例交付金」の施設での対象職者を拡大し、施設が活用しやすいものに改善をすすめること。
- 12、若年者の職業技術の習得推進に向け、県立産業技術専門学院の科目や定員を充実していく。
- 13、ジョブカフェの機能をさらにつよめて、就職を希望する若年者の就業までのフォローアップができるようにする。
- 14、加太菜園の賃貸料は鑑定価格を大幅に下回る低価格であり、計画の半減を受けて賃貸料の見直しをおこなうとともに、正規社員の雇用拡大を求める。加太菜園の第3期用地の早期利活用をすすめること。
- 15、企業立地奨励金制度の適用を受けている企業へのコンプライアンスの徹底と雇用の確保に努めるよう働きかけをつづけること。
- 16、新卒者、既卒者を問わず雇用の確保に全力をあげるよう県内経済団体への働きかけを強められたい。
- 17、県が所有する企業誘致用地の早期利活用をはかられたい。

3) 中小商工業の発展のために

- 1、和歌山県中小企業振興条例を策定し、地域に根ざしている地場産業をはじめ中小零細事業所が利用できる施策を拡充する。
- 2、労働局と連携し、下請け単価、労賃や契約内容の一方的な切り下げの是正に努めること。
- 3、中小零細事業者の資金需要に応えられる融資制度を拡充すること。金融円滑化法をふまえ、金融機関の貸し渋り、貸しあがしをおこさせないよう関係機関と協議して指導を強化すること。

- 4、中小零細事業所で働く女性の暮らしと健康の実態調査をおこなう。
- 5、住宅リフォーム助成制度を創設し、県内地元建設関連事業者の仕事づくりをすすめる。住宅の耐震化改修、太陽光発電設備の設置、紀州材の家づくりなどの助成制度の拡充をすすめる。
- 6、小規模な修繕工事や物品購入などを入札資格の登録要件を満たさない地元の零細業者にも発注できるように、「小規模事業者登録制度」を実施する。
- 7、商店街の空き店舗対策を充実させる。空き店舗対策にとりくむ市町村や商店街への支援を強める。
- 8、建設業者の倒産などにより損失を被る下請け、孫請けなど取引関係にある業者の相談窓口を開設し、未払い下請け代金、賃金などについて元請責任をはたせるよう強力な指導をおこなう。
- 9、官公需の発注は地元で調達できるものはすべて地元業者へ発注する。製造品についても地元で製造できるものは地元発注とする。
- 10、入札制度は、談合を防止し、適正な価格、品質の確保とともに、地元の建設業者の育成につながるものとするよう、見直しをはかること。適正な労賃を確保するよう、公契約条例を制定すること。下請けの適正な賃金・単価の支払いがされるよう、指導・監督を強化すること。
- 11、道路交通法改正による駐車違反取り締まりは、公共性、必要性の高い業務車両については、「駐車許可証」を発行するなど配慮を行う。
- 12、県中小企業振興資金、特に高度化資金の未償還金について、償還対策に万全を尽くすこと。
- 13、家族従業者の労働に対する報酬を認め、所得税法第56条を廃止するよう、国に働きかける。

4) 農林水産業の振興のために

- 1、食料自給率を引き上げ、農業経営を安定して続けられるように、米の平均生産費に対する米価の「不足払い」する価格保障制度と、直接支払いの所得補償制度を政府に求める。野菜・果樹などの主な農産物も条件に合わせて価格保障・所得補償をつくるよう求める。
- 2、県内農林水産業に多大な影響を与えるT P P 参加について、県内での影響調査と対策を早急に確立されたい。国に対して反対の意思表示を明確にされたい。
- 3、中山間地域の直接支払いの改善、拡充を国に求められたい。
- 4、市町村がおこなう耕作放棄地対策事業に、県独自の支援制度を設ける。
- 5、県内各地の「地産地消」の取り組みを奨励、援助する。食育推進に重要な役割を

果たす学校給食の拡大と地元農産物の活用を大きく進める。

- 6、県営土地改良事業の農家負担を大幅に軽減する。基盤整備においては運搬用モノレールの更新、園内作業道、小規模な園地統合・整備など身近な事業をすすめること。老朽化した危険ため池の改修を急ぐとともに、改修費用の農家負担の軽減をはかること。
- 7、深刻な鳥獣被害に対応し、防護柵、捕獲檻、有害捕獲、調査研究などの予算を増額するとともに、狩猟免許の取得・維持に対する支援を行う。市町村との連携協力体制を強化するとともに、市町村をまたぐ広域的な調査・防護・捕獲の取組を推進されたい。
- 8、鳥インフルエンザの予防、対策を万全にする。
- 9、アユの冷水病について、研究と対策を進める。
- 10、公共施設の建設、改修や備品への県産材活用を目標をもって計画的にすすめること。市町村での県産材活用への援助を強めること。
- 11、県内に居住する若年者が林業後継者への希望がもてるような後継者対策を進める。
- 12、搬出間伐など間伐材の有効活用をすすめるとともに、地域の実情に応じた間伐や森林整備をすすめ、雇用の拡大や放置林の解消をすすめること。
- 13、漁業の存続、食料自給率をひきあげるため、価格保障・所得補償で経費に見合う魚価の実現をはかるよう、国に求める。

二. 県民の生活を支える医療、福祉、社会保障施策の拡充を

1) 医療の充実、県民負担の軽減のために

- 1、低所得の高齢者の医療費負担を軽減する老人医療制度（67～69才）を継続させること。重度障害者児・ひとり親家庭への福祉医療制度の自己負担導入は止めること。重度心身障害者（児）医療助成については、65才以上で新たに重度障害となった人、身障手帳3級（外来）も対象とする。自立支援医療の一つである精神医療を福祉医療費助成制度の対象とすること。
- 2、妊婦にかかる医療費への助成をおこなう。妊婦健診への助成を第1子から行うこと。
- 3、各医療圏域での休日・夜間の一次・二次救急医療体制の整備、小児救急体制の拡充、救急告示病院の拡充など、総合的な救急医療体制を整備充実する。
- 4、後期高齢者医療制度を即時廃止するよう国に求める。保険料の均等割・所得割軽減、被用者保険の被扶養者の軽減を継続するよう、国に求める。県として保険料の軽減をはかり、資格証明書を発行しないよう働きかける。後期高齢者も集団検診がうけられるよう改善する。

- 5、特定健診は医療保険者まかせにせず、各種がん検診も含め自己負担の無料化など受診しやすい環境づくりをすすめる。子宮がん検診の保健所実施を復活する。健診受診率を引き上げ、疾病の早期発見、早期治療をすすめる。
- 6、子ども救急相談ダイヤルを平日の早朝にも実施する。
- 7、看護師不足の対策として、看護学校を紀中地方に新設する。また民間の看護学校開設を支援する。看護師養成の奨学金制度の拡充や再就業を支援する体制の充実をはかる。公立・公的病院への院内保育所の設置、運営に県が補助する制度をつくる。
- 8、産科、小児科をはじめ、医師確保対策を強めるとともに、国へも要望する。公的病院の産科・小児科の設置・再開・充実をはかる。
- 9、乳幼児医療費助成制度は入院・通院とも中学校卒業までとし、所得制限をなくす。
- 10、難病医療助成制度の県独自の助成を拡充する。国の指定をふやすとともに、患者の自己負担額を引き下げる。
- 11、在宅酸素療養患者の医療費の助成対象を広げる。
- 12、インフルエンザ（新型含む）予防接種に対し、県としても、高齢者、小児、妊婦、基礎疾患患者への助成を行う。特に福祉医療対象者、妊婦は無料にする。
- 13、肝炎治療では、国のインターフェロン治療費助成制度の対象を拡大し、すべての肝炎患者が受けられるようとする。治療のための休業補償や生活支援をおこなう。
- 14、療養病床削減計画を見直し、必要な病床を確保する。
- 15、紀南総合病院が公立病院として存続できるよう、働きかける。

2) 介護・高齢者福祉、保健施策の拡充を

- 1、県単独の低所得者の介護保険料・利用料の減免制度をつくる。市町村が実施している減免制度に支援する。
- 2、介護報酬改定を介護労働者の賃上げ、待遇改善に生かすよう、事業者を指導すること。介護報酬の改訂は国庫負担率の拡大ですすめるよう求める。
- 3、介護認定制度をやめ、必要なサービスが保険給付となるよう、国に求める。
- 4、予防介護の導入によって、福祉用具の引き上げ、送迎サービスの中止、介護タクシーの利用中止、ホームヘルプサービスの利用回数減など、生活支援サービスが制限されている。要支援であっても必要とする介護が受けられるように、県独自に対策をとる。
- 5、介護施設入所者のホテルコストや食費の低所得者の負担軽減をはかる。
- 6、特別養護老人ホームの待機者（2875人＜22年3月末＞）解消のため特別養護老人ホームの建設など、介護のための基盤整備を国、県の責任で充実する。介護

型療養病床は廃止しないよう国に求める。

- 7、介護入所施設で入所者が医療機関に入院した場合、退院後施設に戻れるようベッドを確保するための財政支援を行う。また国への要請する。
- 8、介護保険の保険料滞納により、サービスをうけられないなどのペナルティを実施しない。
- 9、介護タクシーに本人以外（家族・ヘルパー等）は乗車できないといった矛盾をなくすよう国に求める。
- 10、高齢者が居宅で生活しつづけられように設けられた高齢者居宅改修補助制度を拡充し、バリアフリー化をはじめ利活用の促進をはかられたい。
- 11、紙おむつ利用者への助成制度をつくる。
- 12、保健所の職員を増やして、健康を守る機能を充実させ、乳幼児から高齢者まで保健予防活動を充実させる。精神相談員の増員、薬害対策の強化に努める。

3) 国民健康保険制度の充実のために

- 1、国民健康保険の医療費に対する国庫負担率を元の45%に戻すよう求める。自治体が実施する福祉医療に関するペナルティをやめるよう要請する。
- 2、市町村国保への県支出金の対象に、乳幼児医療及びひとり親家庭医療も加え、国からのペナルティ削減分を含め、県支出金を拡充する。
- 3、国保料（税）引き下げや減免制度の拡充をはかるため、市町村独自の助成制度に対する県の財政支援をおこなう。
- 4、国保加入者には必ず被保険者証を届けるよう市町村へ要請し、資格証明書の発行は悪質滞納者に限定するよう徹底する。政令にもとづく医療の受給者、福祉医療の受給者、高校生以下の子ども、特別の事情のある世帯に対しては保険証を交付するよう、指導する。
- 5、傷病手当・出産手当制度に対する国庫支出金の拠出を国に求める。
- 6、医療費の一部負担金の減額・免除が実施できるよう、市町村へ働きかけ、支援する。
- 7、国民健康保険の広域化方針については、一方的にすすめず市町村、国保加入者の意見を反映させること。国保加入者の資格証明書などによる受診の機会を奪うことなく、保険料や一部負担金の軽減ができるものとされたい。

4) 障害者・児の安心のために

- 1、障害者自立支援法の応益負担撤廃を国に求める。障害者基本法の制定にあたって

は、当事者の声をよく聞き、意見を反映させたものとなるよう働きかけること。また、負担軽減のため、県独自の利用料助成をおこなうとともに、特に障害児保育の給食費については、保育所なみになるよう、県として助成すること。

- 2、障害者・児サービス体制の地域でのグループホームなどの基盤整備をすすめ、どこに住んでいても安心して利用できるよう支援する。市町村の相談員増員のための支援をされたい。
- 3、小規模共同作業所への県助成の維持、障害児学校卒業後の就労対策など障害者の働く場の保障、賃金など労働条件の改善をはかるとともに、就労にかたよらず、重度の障害者の通所施設を保障する。
- 4、自治体での障害者の雇用を増やす。遅れている知的障害者の雇用を増やす。作業所など授産施設の製品を公共団体で利用するなどの支援を拡充する。県内企業の障害者の雇用を促進する。
- 5、待機児が出ている障害児通園施設の増園、増設を進める。保育所の両方に子どもを通わせている世帯への負担軽減をおこなう。
- 6、障害児の放課後を保障する学童保育やデイサービスなどのとりくみを支援する。
- 7、市町村の手話通訳派遣にあたっては、県としても可能なかぎり援助する。
- 8、市町村が実施する移動支援事業は、介護給付にすること、また国の財政保障をおこなうよう、国に求められたい。

5) 子育て支援の充実をはかる

- 1、学童保育については国のガイドラインで示された規模、施設・設備を守るとともに、県としても指導員数などの基準をつくり、放課後や学校休業中の安全で安心な生活を保障する場となるよう、整備、支援する。増設を進めるとともに、大規模学童保育を解消するよう、県が支援する。学校空き教室の学童保育用の修繕や学校内への専用施設設置にも「子育て支援対策臨時特例交付金」が活用できるよう改善する。指導員の劣悪な勤務条件や待遇を改善する。学童保育所への県単独補助制度を拡充する。
- 2、長時間保育や産休明け保育、病時保育の充実をすすめ、県獨自助成を拡充する。
- 3、認定子ども園の職員配置など、設置基準を引き上げる。
- 4、児童虐待などの被害児童や家庭に対する総合的支援、相談体制を確立し、相談場所を増やす。
- 5、児童相談所への専門家の配置・充実をはかる。紀南児童相談所の早期たてかえ、充実をはかる。
- 6、児童福祉司の配置基準を見直すよう国へ要望する。

- 7、児童扶養手当の支給開始から5年後の支給額削減が実質凍結された（「就業意欲がみられない者」に限るという不明確な基準が適用された）が、撤回し、法改悪をもとに戻すよう、国に求める。
- 8、母子家庭の母の技術習得など就業支援を抜本的に強化する。
- 9、産前産後や育児に不安をもつ女性への相談体制を充実する。
- 10、ひとり親家庭の福祉医療制度への自己負担導入は止めること。
- 11、子ども手当の財源のため、扶養控除、配偶者控除廃止による増税をおこなわないよう、国に求める。
- 12、子育て新システムの問題点を広く明らかにし、保育関係者の意見を国にも反映していけるようにされたい。

6) 生存権を保障する生活保護行政のために

- 1、生活保護の申請権を保障する。生活保護制度について広報し、申請書を市町村役場などの窓口に常備する。
- 2、保護申請から保護費支給までの生活資金を支給されたい。
- 3、生活保護の高齢者加算の復活、夏季加算の新設を国に求めるとともに、県独自に支援する。
- 4、通院移送費は実情に応じて支給するよう、改善をはかる。
- 5、住宅確保などホームレスの自立にむけた支援を強化する。
- 6、級地の引き上げを国に要望されたい。
- 7、有資格ケースワーカーの人員配置を充実させ、保護行政の推進にあたられたい。福祉事務所の有資格者配置についても援助を強められたい。

7) 住居の確保と居住環境の向上のために

- 1、県営住宅の戸数を増やす。建て替え計画のある県営住宅でも競争率の高いところは、修繕・空き家対策をして、入居募集すること。入居者決定は、必要性の高い人を優先できるようにする。建て替えの際に、障害者、母子家庭むけなどの戸数を拡大する。精神障害者の単身入居については、年齢制限をはずす。入居者が減ってきた県営住宅の共益費補助をおこなうこと。合併浄化槽の検査、清掃は特定の業者を押し付けないようにされたい。
- 2、住宅に困窮している人が緊急入居できるような、県営住宅の枠をつくる。
- 3、同和公営住宅については、空き家ができれば一般公募するよう市町村を指導する。

- 4、低所得者や青年世帯に民間住宅家賃への補助をおこない、公営住宅基準の家賃となるようにする。
- 5、民間住宅の耐震化のための改修工事費助成を拡充し、耐震化率を抜本的に引上げる。常時、寝室としている部屋の耐震化をすすめる。
- 6、雇用促進住宅の廃止・譲渡問題については、撤回を求めるとともに、入居者の居住の安定を第一とし、自治体での譲り受けを優先させるべきであり、国にその条件整備を求めていくこと。

三．快適で安全な交通通信、県土づくり、防災対策に向けて

- 1、公立学校および避難施設に指定されている施設の耐震化計画をつくり、耐震診断と改修改築工事、家具・備品類の固定に県としての助成をおこなう。民間の医療・福祉施設の耐震改修工事に県の助成をおこなう。
- 2、震災後の陸の孤島化に備えた食料や情報の確保対策など、あらゆる事態を想定して計画的にすすめる。全世代に対応できる衛生用品、生活必需品の備蓄をおこなう。
- 3、老朽化した堤防の改修を促進する。海岸線の低地や河川堤防のかさ上げを早急に実施する。有効な津波防災堤防の早期完成をめざし、国にはたらきかける。
- 4、県南部の沿岸での地震津波に対する「避難タワー」などの設置を急ぐ。市や町の取り組みを助成する。津波避難ビル・暫定避難ビルの指定を進める。
- 5、市町村での家具の固定、通学路の安全対策をはじめ地震防災対策に対する支援の充実をすすめられたい。
- 6、障害者や高齢者などの避難対策について、市町村への指導をおこなう。
- 7、防災無線の戸別受信機の設置を進めるよう、市町村を支援する。
- 8、震災対策、避難路確保の観点から、危険建築物撤去をすすめる。
- 9、災害からの復興支援のため、見舞金制度でなく、生活や経営を支援できるレベルの基金制度を行政が使いやすい形で新設する。
- 10、鉄道、バスなどの公共交通機関の充実と乗降のバリアフリー化を促進する。市街地でも、バス路線の存続に向けて努力されたい。
- 11、和歌山、四国間のフェリー航路の確保に努められたい。
- 12、プレジャーボートの係留場所の整備と放置艇の規制をすすめる。あらたな係留地については、津波防災の観点から住宅密集地をさけ、堤防を補強するなど、万全を期すこと。
- 13、地上デジタル放送で、難視聴世帯をなくす。受信施設の費用負担問題の解決をはかり、見切り発車とならないよう国に働きかけられたい。

- 14、河川整備計画の早期策定と道路と比較して少なくなっている河川整備の予算を増額し、必要とされる河川の早期改修をすすめる。
- 15、川の参詣道でもある熊野川の汚濁問題の解決に尽力されたい。
- 16、県営ダムの運用においては、発電よりも洪水対策を優先させるとともに、環境負荷の低減となるように運用規定の改善をすすめられたい。
- 17、急傾斜地、がけ崩れ危険箇所で下に民家や福祉施設、教育施設のある地域での対策を急ぐ。
- 18、生活道路の整備を優先し、必要以上に高規格の道路建設をしないこと。すべての通学路の安全を点検し、交通量の多い道路にはすべて歩道をつけること。道路パトロールを充実し、危険箇所の改修を進める。
- 19、道路新設にあたっては、供用前に安全対策を実施する。
- 20、歩道の自転車通行可の指定は、実情に応じて適切に行うこと。
- 21、市町村が事業主体となる道の駅への支援を強める。
- 22、民間施設のバリアフリー化を促進するための融資制度を創設する。
- 23、携帯電話の電波塔の電磁波による人体への影響調査と被害対策、風力発電の風車による低周波など人体への影響調査と対策を講じること。

四．環境問題への真剣なとりくみを

1) 世界遺産登録地にふさわしい環境行政を

- 1、自然環境の保全を最優先させた世界遺産の保全を。
- 2、国の名勝指定された和歌浦の歴史にふさわしい整備をすすめられたい。

2) 産業廃棄物および一般廃棄物処理について

- 1、水環境を守るために、「水環境保全条例」を制定する。そのなかでは、海や川などの水質目標を設定し、行政や事業者、住民が参加した「水環境保全総合計画」を策定する。
- 2、製造者責任を明確にした容器包装リサイクル法の抜本改正を国に要求するとともに、製造・利用業者負担による回収・再利用を義務づけるデポジット条例を制定する。
- 3、ゴミ処理「広域化計画」を住民参加で見直す。
- 4、紀南地域の最終処分場計画は住民合意に基づいて進めること。

3) 実効ある地球温暖化対策をすすめるために

- 1、温室効果ガスの大口排出者の排出量を公表する。県の2010年までの削減計画に対する到達点を明らかにする。
- 2、大口排出の特定企業の排出量を公表させ、総排出量の削減目標・削減計画を定めた協定を結ぶよう、とりくむ。
- 3、自然エネルギー普及を促進する。バイオマス、小水力など、各地域に応じた小規模な発電への支援、太陽光発電への補助の拡大をすすめる。発電施設が環境アセスの対象となっていないなか、特に多くの計画が出ている風力発電施設について、県として環境影響評価の対象とし、低周波・超低周波も含めた影響調査や基準を定めて、住民が安心して同意できるようにする。

五. どの子にもゆきとどいた教育を

- 1、すべての子どもにゆきとどいた教育ができるよう、小・中学校の30人以下学級を早期に実現する。
- 2、教員採用試験合格者を増やし、定数内講師を解消すること。また産休、育休補充、無免許解消のための定数についても、正規採用教員をあてること。
- 3、小中学校の統合については、住民の意思を尊重し、一方的に実施しない。
- 4、過大規模校の解消にとりくむよう、市町村を指導する。
- 5、部活動を理由にした中学校通学区弾力化をおこなわないこと。小規模校でも子どもたちのスポーツ要求にこたえられるよう地域でのスポーツ施策をおこなうこと。
- 6、県立高校の学区制を全県1区から元にもどす。
- 7、県立高校再編計画を見直して、地域の要望があれば、学校統合の対象としない。
- 8、高校教育は無償とすること。給付制奨学金制度をつくること。奨学金制度の周知徹底をはかる。
- 9、定時制・通信制高校の教科書・参考書・補食給食への補助をカットせず、制度を復活すること。
- 10、中学校卒業生が公立高校に進学できるよう募集定員を確保する。
- 11、教育を複線化する中高一貫校をこれ以上増やさない。
- 12、不登校、ひきこもり対策を強め、学校では担当の教員を配置するとともに、自主的な取り組みを支援する。
- 13、保護者からの教育相談に責任をもって対応できる体制をつくる。
- 14、特別支援学校のマンモス化解消をはかる。紀北地方に支援学校を新設する。西高

校に設置する場合は、支援学校や高校関係者の意見をよく聞くこと。南紀・はまゆう特別支援学校の統合については、学校現場や保護者の意見をよく聞くこと。高等部卒業後の専攻科を設置する。

- 15、多学年にまたがる支援学級を分割できるようにする。
- 16、アトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患を「学校病」と指定するよう、政府に求める。
- 17、学校の自校給食方式は、食育の点からも、災害時の避難施設としての位置づけからも重要になっている。民間化を進めず、直営の自校給食方式を維持、拡大するよう市町村を指導するとともに、県としての助成をおこなう。調理の民間委託が偽装請負問題を生んでおり、直営に戻すよう指導する。
- 18、栄養教諭、栄養士、調理員の増員をはかる。
- 19、「同和教育基本指針」はただちに廃止する。
- 20、旧「同和單一校」を解消するよう、指導する。
- 21、高校入試で旧同和地区出身者を特別扱いする「副申書」を廃止すること。
- 22、地域子ども会活動支援事業補助金を見直し、旧同和地区の子ども会の特別扱いをやめる。
- 23、県学力診断テストは中止し、復活しない。
- 24、「日の丸」「君が代」を子どもと教職員に押しつけない。
- 25、小中学校の空調設備を促進するための支援をおこなう。
- 26、高校卒業生の就職を支援する教職員、就職支援員を増員する。
- 27、県立図書館の蔵書充実をはかるとともに市町村図書館等への貸出にあたっての送料を県で負担できるようにすること。
- 28、すべての学校図書室に専門の司書を配置し、機能を拡充する。
- 29、県立体育館、南紀スポーツセンター、体力開発センターなど老朽化したスポーツ施設を整備し、低料金で使える施設を残すこと。
- 30、国体に向けた施設整備にあたっては、豪華で華美なものではなく、長く県民が利用でき、スポーツ振興に資する施設整備とすること。
- 31、サッカーくじの廃止を国に求める。スポーツ予算はサッカーくじに頼らず、国と自治体で確保する。

六．男女平等の社会づくりを

- 1、DV法施行後、相談が急増している女性センターの体制を強化、一時保護施設を拡充する。
- 2、労基法改悪で女子保護規定の撤廃により、女性労働者の健康や母性の破壊が進んでいる。実態調査を行い改善の取り組みを進める。

七．憲法をまもり平和と地方自治・住民自治の発展めざして

- 1、政治倫理条例を制定し、公共事業受注企業から知事への献金は、役員を含めて禁止する。知事およびその家族の資産、収入の公開などを義務づける。
- 2、公益通報条例を制定する。
- 3、職員への不当・不法な働きかけを禁止する条例を制定する。
- 4、米艦船の県内入港については、非核証明書提出を条件とする。平和行政を積極的にすすめる。
- 5、美浜町煙樹ヶ浜を自衛隊の水際地雷訓練場にしない。
- 6、白浜空港を軍事訓練に使用させない。
- 7、住基ネットは個人のプライバシーを守るための保護措置が不備であるという大阪高裁の判決がでており、住民が選択できるようにする。
- 8、政府がすすめる地方自治とは無縁の道州制に反対する。
- 9、住民の意向を無視した強制的な市町村合併をしない。合併せずにがんばる市町村への援助をすすめる。
- 10、拡声器を利用しての道路上での宣伝についての道路交通法による規制は、政治宣伝の自由を保障する立場で、最小限度のものとするようにされたい。
- 11、県工事の市町村負担金を廃止する。国直轄工事の県負担金については廃止を国に求める。
- 12、削減してきた地方交付税を元にもどし、調整機能、財源機能を強化するよう、求める。臨時財政対策債にかかる起債の元利償還は全額を国の責任で行うよう求め。国庫支出金については、国の責任のもとでおこなう事業については、一般財源化せず国庫補助・負担金とすること、自治体の超過負担が起こらないように実際の経費で補助負担金の支出を行うよう求める。
- 13、「和歌山の部落史」への補助金支出をやめること。
- 14、障害者、高齢者の選挙権を保障するため、郵便投票の対象を広げるよう、国に求めるとともに、投票所増設、車イスでの記載台設置を進めること。

15、知事退職金を大幅に削減すること。

16、関西広域連合でとりくむ事業については、県民の声をよく聞いて取り組むようにされたい。